

## 函館市社会福祉法人および社会福祉施設指導監査実施要綱

### (目的)

第1条 社会福祉法人（以下「法人」という。）および社会福祉施設（以下「施設」という。）の指導監査は，社会福祉法（以下「法」という。），社会福祉各法および関係通知等に基づき法人運営および事業経営について監査を行うことによって，適正かつ円滑な法人運営と事業運営の確保を図ることを目的として実施するものとし，この要綱は，指導監査の実施に関する基本事項を定めるものである。

### (指導監査の対象)

第2条 指導監査の対象は，法人（本市の区域のみで事業を行うものに限る。）および別表1に掲げる施設（以下「法人等」という。）とする。

### (指導監査の種類)

第3条 指導監査の種類は，一般監査と特別監査とする。

### (一般監査)

第4条 一般監査は，法人等の運営について原則として実地により行う指導監査であり，第6条に規定する実施計画に基づき実施するものとする。ただし，法人等の運営等に問題が発生した場合，または通報，社会福祉法人現況報告書の確認の結果等でそのおそれがあると認められる場合は，必要に応じて随時に指導監査を実施するものとする。

2 法人の指導監査は，毎年度法人から提出される報告書類により法人等の運営状況を確認するとともに，前回の指導監査の状況を勘案し，原則として別表2に定めるA～Eの格付区分に応じて，次の各号により実施するものとする。ただし，新たに設立された法人に対する一般監査は，設立年度または次年度において実施する。

(1) 「A」および「B」格付の法人については，1年に1回以上実施する。

(2) 「C」格付の法人については，3年に1回以上実施する。

(3) 「D」格付の法人については，4年に1回以上実施する。

(4) 「E」格付の法人については，5年に1回以上実施する。

3 施設の一般監査は，原則として，老人福祉施設については3年に1回，その他の施設については毎年度1回，実地により実施する。

4 前項の規定にかかわらず，前年度の施設に対する指導監査の結果，施設基

準、運営費並びに報酬の請求等に関する大きな問題が認められなかった施設については、次の各号に定めるところにより一般監査を実施または実施を省略することができる。

(1) 別表 1 に掲げる生活保護法関係の施設および障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律関係の施設（障害者支援施設に限る。）は、一般監査の実施を省略することができる。

(2) 別表 1 に掲げる障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者支援施設を除く。）および社会福祉法関係の施設は、一般監査の実施を書面による審査に代えることができる。

(3) 児童福祉施設については、原則として毎年度 1 回実地により実施することとするが、指導監査の手法および監査事項については、前回の指導監査結果および運営法人の状況等を考慮して弾力的な指導監査を行うことも可能とする。

5 前項の規定にかかわらず、法人および法人が運営する施設の一般監査の実施の周期が異なる場合において、これらの監査を併せて実施することが効果的と認められるときは、監査の実施の周期が 3 年に 1 回を超えない範囲において、法人と施設の監査を併せて実施するものとする。

（特別監査）

第 5 条 特別監査は、社会的に許容されない不祥事の発生など、特に問題があると認められる法人等に対して、重点的かつ継続的に実地で行う指導監査であり、必要に応じて随時実施するものとする。

（一般監査の実施計画）

第 6 条 一般監査の実施計画は、国の指導監査方針、市の社会福祉行政のあり方および指導監査結果等を考慮し策定するものとする。

（指導監査事項の省略）

第 7 条 法第 36 条第 2 項及び法第 37 条の規定に基づき会計監査人を設置している法人並びに法第 45 条の 19 に規定する会計監査人による監査に準ずる監査を実施している法人については、当該監査の際に作成された会計監査報告に「無限定適正意見」又は「除外事項を付した限定付適正意見」が記載されている場合には、法人等の監査において、「社会福祉法人指導監査実施要綱の制定について」（平成 29 年 4 月 27 日付け雇児発 0427 第 7 号・社援発 0427 第 1 号・老発 0427 第 1 号厚生労働省雇用均等・児童

家庭局長，社会・援護局長，老健局長連名通知）の別紙「指導監査ガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）のⅢ「管理」の3「会計管理」に関する監査事項を省略することができる。ただし、「除外事項を付した限定付適正意見」である場合は、除外事項に関して、理事会等で協議の上、改善のための必要な取組を行っているかについて、指導監査において確認するものとする。

- 3 専門家による財務会計に関する内部統制の向上に対する支援や財務会計に関する事務処理体制の向上に対する支援を受けている法人については、専門家が当該支援を踏まえて作成する書類により、会計管理に関する事務処理の適正性が確保されていると判断できる場合には、法人等の監査において、ガイドラインのⅢ「管理」の3「会計管理」に掲げる監査事項を省略することができる。

（指導監査の実施通知）

第8条 実地による指導監査の実施に当たっては、法人等に対して、指導監査の根拠規定，日時，場所，指導監査担当者および準備すべき書類等を通知するものとする。

なお，実施計画に基づく一般監査においては，原則として1箇月前までに通知するものとする。

（一般監査の調書等）

第9条 前条の実施計画に基づく一般監査の通知時には、「社会福祉法人・社会福祉施設運営調書」（以下「調書」という。）を併せて送付し，事前に当該法人等から提出させるものとする。

- 2 北海道と連携し，指導監査を行う施設については，事前に日時等を協議し実施するものとする。

（指導監査の実施方法）

第10条 指導監査は，原則として職員2名以上で実施するものとする。

- 2 指導監査は，調書に基づく各項目について，法人の役職員，施設長および施設職員等から状況を聴取するとともに，関係書類および施設状況を確認し実施することとし，具体的な方法については別に定めるものとする。

（講評）

第11条 指導監査に当たる職員は，実地の指導監査の終了後，改善を要すると認められる事項等について講評を行うものとする。

(指導監査結果の通知等)

第12条 指導監査の結果、改善を要する事項が認められるときは、次の各号により定める文書指導、口頭指導および助言の区分を明示し、原則として1箇月以内に法人等に通知するものとする。

(1) 文書指導 法令または通知等の違反が認められる事項。

(2) 口頭指導 法令または通知等の違反が認められるが、違反の程度が軽微である場合または違反について文書指導を行わずとも改善が見込まれる場合。

(3) 助言 法令または通知等に違反が認められない場合でも、法人等の運営に資すると考えられる事項。

(改善等の指示)

第13条 文書指導および口頭指導とした事項については、通知後2箇月以内に改善状況に関する報告書を求めるとともに、必要に応じて改善状況を確認するために実地による調査等を実施するものとする。

2 指導監査結果については、函館市社会福祉法人および社会福祉施設の指導監査結果等に係る情報公開実施要綱に基づき公開するものとする。

3 文書指導とした事項について、度重なる指導にも関わらず改善されないときは、社会福祉法または社会福祉各法に基づき改善勧告または改善命令を行うなど厳正に対処するものとする。

4 社会的に許容されない不祥事に係るものについては、当該不祥事の当事者、法人の責任者、施設管理者等の社会的責任を明確にするため、関係者の氏名の公表等を検討するものとする。

(指導監査結果)

第14条 指導監査の結果は、法人等ごとに別表2に掲げる格付に区分し、これを第6条に規定する実施計画の策定の参考とするものとする。

(指導監査の実施体制)

第15条 指導監査の実施に当たっては、老人福祉、障害福祉、生活保護および児童福祉の関係課（以下「関係事業課」という。）と指導監査課が事前に十分に連絡調整を行い、指導監査を実施するものとする。

2 指導監査の円滑な実施とその実効性を図るため、指導監査課および関係事業課の課長で構成する指導監査連絡会議を設置する。

(補則)

第 16 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 17 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 19 年 7 月 2 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 8 月 3 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 2 月 10 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 6 月 20 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 8 月 7 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 5 月 11 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1

## 指導監査対象施設一覧

区 分	施 設 の 種 類
生活保護法関係	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 救護施設</li> <li>・ 授産施設</li> </ul>
老人福祉法関係	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 養護老人ホーム</li> <li>・ 特別養護老人ホーム</li> <li>・ 軽費老人ホーム</li> </ul>
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律関係	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害者支援施設</li> <li>・ 福祉ホーム</li> </ul>
児童福祉法関係	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 母子生活支援施設</li> <li>・ 保育所</li> </ul>
就学前の子どもに関する教育，保育等の総合的な提供の推進に関する法律関係	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 幼保連携型認定こども園</li> </ul>
社会福祉法関係	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 無料低額診療事業</li> <li>・ 無料低額介護老人保健施設</li> </ul>

別表 2

## 社会福祉法人および社会福祉施設の指導監査格付基準

格付区分	基 準
A	<p>法人等の運営上、特に問題があり、現在なお十分な改善がなされているとは認められず、重点的かつ継続的に指導を行うことが必要と認められた次の事項に該当する法人等</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 文書指導し、改善状況に関する報告を確認の結果、継続して確認および指導が必要と認められた法人等</li> <li>2 特別監査を実施し、その結果、継続して確認および指導が必要と認められた法人等</li> <li>3 財政の悪化および再建中の法人</li> </ol>
B	<p>次に掲げる項目に該当する法人および施設</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 文書指導し、改善状況に関する報告を確認の結果、改善が認められた法人等</li> <li>2 特別監査を実施し、その結果、改善が認められた法人等</li> <li>3 財政の悪化および再建中の法人（改善の方向にあるもの）</li> </ol>
C	<p>以下の事項を満たす法人等</p> <p>ア 法人等の運営について、法令及び通知に照らし、特に大きな問題が認められないこと。</p> <p>イ 法人が経営する施設及び法人の行う事業について、施設基準、運営費並びに報酬の請求等に関する大きな問題が認められないこと。</p>
D	<p>Cの要件を満たし、かつ以下のいずれかの事項を満たす法人等</p> <p>ア 公認会計士、監査法人、税理士又は税理士法人（以下「専門家」という。）による財務会計に関する内部統制の向上に対する支援または財務会計に関する事務処理体制の向上に対する支援を受けた法人において、専門家が当該支援を踏まえて作成する書類が提出された場合</p> <p>イ 苦情解決への取組が適切に行われ、次の各号に掲げるいずれかの場合に該当し、良質かつ適切な福祉サービスの提供に努めていると判断できる場合</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>i 福祉サービス第三者評価事業を受審し、その結果について公表を行い、サービスの質の向上に努めていること（一部の経営施設のみ福祉サービス第三者評価を受審している場合においては、法人全体の受審状況を勘案して判断する。）又はISO9001の認証取得施設を有していること。</li> <li>ii 地域社会に開かれた事業運営が行われていること（例えば、福祉関係養成校等の研修生の受入れ又は介護相談員の受入れに加え、ボランティアの受入れや地域との交流が積極的に行われていること等。）。</li> <li>iii 地域の様々な福祉需要に対応した先駆的な社会貢献活動に取り組んでいること。</li> </ol>

格付区分	基 準
E	<p>Cの要件を満たし、かつ以下のいずれかの事項を満たす法人等</p> <p>ア 社会福祉法第36条第2項及び法第37条の規定に基づき会計監査人を設置している法人において、法第45条の19第1項及び社会福祉法施行規則（昭和26年厚生省令第28号。以下「規則」という。）第2条の30の規定に基づき作成される会計監査報告に「無限定適正意見」又は「除外事項を付した限定付適正意見」（除外事項について改善されたことが確認できる場合に限る。）が記載された場合</p> <p>イ 会計監査人を設置していない法人において、社会福祉法第45条の19の規定による会計監査人による監査に準ずる監査（会計監査人を設置せずに、法人と公認会計士又は監査法人との間で締結する契約に基づき行われる監査であって、会計監査人による監査と同等のものと考えられる監査。以下同じ。）が実施され、当該監査の際に作成された会計監査報告に、「無限定適正意見」又は「除外事項を付した限定付適正意見」（除外事項について改善されたことが確認できる場合に限る。）が記載された場合</p>